

「クロネコおまかせレンタル」利用規約

ヤマトホームコンビニエンス株式会社（以下「当社」という。）は、当社の「クロネコおまかせレンタル」（以下「本サービス」という。）をご利用いただくに際し、当利用規約を設けさせていただいております。本規約をご了承のうえご利用いただけますよう、お願い申し上げます。

第1条（当利用規約について）

1. 当社はおお客様に対し、本規約に基づき「クロネコおまかせレンタル」お申込内容確認書（以下「確認書」という。）に記入された商品（以下「商品」という。）を賃貸します。
2. 当社は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、変更された内容は、当社がこれをホームページ上に公表した時点または、カタログ・パンフレットその他の媒体に掲載した時点のいずれか早い時点から効力を生ずるものとします。

第2条（お申込について）

1. 申込みとは、商品お届け希望日の3日以上前に、お客様から当社にWEBの専用申込みフォームで申込みを頂いたものに限らせて頂き、当社がおお客様に申込内容の確認（電話・FAX・電子メールのいずれかで確認）をした後、レンタル料金、配送料金（お届け時）についてクレジット会社との契約が成立後、当社との本サービス利用契約が成立するものと致します。レンタル期間中、頂いたクレジットカード情報はSMBCファイナンスサービス株式会社にて保管させていただきます。また、レンタル期間終了後、お客様から当社に商品が返却されたことを確認した時点で、本サービスの契約を終了とさせていただきます。契約後の契約内容の変更は、お届け日の4日以上前までと致します。4日前の期日を過ぎた場合は、契約内容の変更はできません。
2. 当社は、確認書に記載するレンタル商品とレンタル期間によって、レンタル料金と配送料金（お届け時）を一括前払いでおお客様に請求します。これらの料金は、契約時にクレジットカードにてお支払いいただきます。
3. 第2条2項の支払方法により、クレジットカード会社とおお客様の契約が成立したことを確認後、当社商品を発送致します。
4. 法人支払いで、当社の事前審査における基準を満たし、かつ、レンタル基本契約書の締結が済んでいる場合は請求書発行し、双方が合意した期日までに当社が指定する銀行口座へお振込み頂きます。お支払いにかかる手数料はおお客様負担となります。
5. レンタル商品の冷蔵庫・洗濯機・液晶テレビ・電子レンジの4品に限り、新品または中古品からお選び頂けます。前記4商品以外の商品に関しては中古品のみとなります。お申込み頂いた商品を、確認書に記載した日にお届け致しますが、欠品等でご指定日に配送できない場合があります。また契約後に商品の変更が発生する場合は、第2条1項の契約内容の変更へ準じます。
6. レンタル期間は、1ヶ月単位で確認書に記載する期間とし、当社がおお客様のご指定する設置場所に、配送・設置した暦月の1日から始まるものとします。但し、月末日から数えて7日間以内に配送・設置した場合は翌月の1日から始まるものとします。（日割り計算はございません。）
7. レンタル期間は最大で2年間（24ヶ月）までと致します。この期間を超えてのレンタルを希望される場合、2年間（24ヶ月）のレンタル期間終了後、新規に契約を結び直す事で延長利用が成立致します。その際、クレジットカード情報も新たにご登録し直して頂きます。商品は原則、継続使用とします。
8. 消費税は、初回レンタル開始月及び、延長開始月時点の税率を適用するものと致します。また、解約時の返金額は、前記開始月時点での税率を適用するものと致します。
9. 配送料金には、開梱・設置・据付料金が含まれております。但し、設置場所によって、別途部材料金が発生する場合があります。（洗濯機排水ホースの延長など、弊社ではご対応出来ない場合がございます。）
10. 第2条9項の設置・据付料について、エアコンの取付工事は標準取付工事のみとなります。標準取付工事とは、配管パイプ4m、室外機用のブラブロックが付属されており、配管穴・エアコン専用コンセント・室外機を平置きするスペースがあり、配管パイプの長さが4m以内の工事に限ります。標準取付工事を超える工事については、別途追加料金が発生する場合がございます。又、賃貸物件について、家主様の承諾が得られない場合は、工事を承れない場合があります。
11. 第2条1項のお届け日について、エアコンに関しては利用契約成立日から取付工事が完了するまでに、7日間を要する場合があります。但し、3月1日から4月末日の間（以下「繁忙時期」という）においては14日間を越える場合があります。
12. 当社は、設置・取外し等によりお客様の指定する設置場所に立ち入る場合は、お客様の承諾を得た上で立ち入ることが出来ます。

第3条（契約解除について）

1. お客様は、レンタル終了期日の7日前までに、当社に対し商品を返却する旨とその期日を伝え、当社はその期日に商品を引取ります。但し、お客様が指定できる返却期日は、レンタル終了月の翌月7日までとします。8日以降は返却日に応じて延長料金を別途お支払い頂きます。（日割り計算はございません。）
2. レンタル商品の契約満了時までに返却または、期間延長の意思表示がない場合、当社はレンタル終了月の翌月から当社が商品の返却を確認する日まで、1ヶ月ごとの延長料金をおお客様のクレジットカードにてお支払い頂きます。
3. レンタル終了時の配送料金（返却時）については、商品引取り時にお客様より現金でお支払いを頂きますが、別途当社と引越配送契約を取交わし、引越作業時と同時に返却する場合は無料とさせていただきます。但し、宅急便・家財宅急便は引越配送に含みません。（返却時の配送料金については、お申込時のレンタル料金と同時のお支払はできかねます。）
4. お客様が、当社の責によらない事由により当該契約を中途解約する場合は、利用月数に応じてレンタル料金をレンタル品回収時に直接返金致します。（返金額が5万円を超える場合は銀行振込で返金致します。）また、返金金額が1,000円未満の場合は、返金はございません。振込は、当社が指定する書類をお客様へ送付後、お客様からの返送・受領確認を行った後に行います。その際の振込手数料は当社の負担と致します。返却の際にかかる配送料金については第3条3項に準じます。
5. 第3条4項の利用月数について、月末の7日前までに中途解約のご連絡を頂いた場合は当月、それ以降は翌月分までの利用と致します。但し、第3条1項同様、返却日の指定は翌月7日までと致します。
6. 第3条1項の返却期日について、エアコンに関しては取外し工事手配に7日間を要する場合があります。但し、繁忙時期においては14日間を越える場合があります。
7. 返却時における商品は、通常使用可能な状態でご返却頂くこととし、B-CASカード、リモコン等の付属品も返却して頂きます。その際、使用目的以外のお取扱い、生活環境以外でのご使用等が原因となった、商品損傷及び故障が発見された場合は、当該商品を買って頂く事とし、中古レンタルの場合は当該商品の24ヶ月分のレンタル料金、新品レンタルの場合はレンタル料とは別に当該商品の仕入相当額をお支払い頂きます。またB-CASカード、リモコン等の付属品を返却されない場合は、

当該付属品の購入相当金額をお支払い頂きます。

8. お客様が、液晶テレビの有料放送を契約された場合は、予め契約を解約されてから商品の返却をして頂きます。解約をされなかった事により、お客様が被った損害に関しては、当社は責任を負わないものと致します。
9. お客様はレンタル商品の初回配送後、8日以内であれば本契約を解除する事ができ、当社は、レンタル料金・配送料金について全額返金致します。

第4条（契約延長について）

1. レンタル期間を延長する場合は、レンタル終了日7日前までに当社に連絡し、内容を確認しお客様からご承諾を頂いた上で、新規申込時に頂いたクレジットカード情報にて自動でお引き落としさせていただきます。また、延長するレンタル期間は1ヶ月単位と致します。延長料金の支払いについては、レンタル終了月末日までとします。支払いが期日までに完了しない場合、商品を引き取ります。
2. レンタル期間の延長料金は、延長期間を含めた累積レンタル期間の料金から、支払済みの料金を差し引いた額となります。

第5条（商品の不具合について）

1. お客様の責によらない商品の欠陥により、商品が通常の機能を発揮できない場合、当社は代替品（新品・もしくは中古品）を用意致します。またその際にかかる修理・配送料等の費用は、当社が負担致します。
2. お客様の過失で商品が故障し、通常の機能を発揮できない場合、当社は代替品を用意致しますが、その際にかかる修理費もしくは処分費、配送料の費用はおお客様の負担となります。

第6条（その他注意事項）

1. お客様は、レンタル中の商品を管理者の注意をもって使用・管理し、これらに要する消耗品（照明器具の蛍光灯など）の費用を負担します。お客様は、その商品をその本来の使用目的以外に使用しない事と致します。
2. お客様の適正な商品の管理・設置・保管・使用によって、お客様並びに第三者が損害を被った場合には、速やかに当社へ連絡する事と致します。当社は、それによってお客様並びに第三者に直接生じた財産上の損害を、レンタル料金の合計額の範囲で賠償します。
3. お客様の責により、お客様並びに第三者が損害を被った場合には、お客様が賠償の責を負います。
4. 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく直ちにレンタル契約を解除することがあります。その際、利用期間分のレンタル料金を精算後、残金があれば返金させていただきます。
 - ①申込書に虚偽の記載があった場合。
 - ②クレジットカードによる支払いができなくなった場合。
 - ③その他、本規約に違反した場合。
5. お客様は商品を無断で持ち出し、申込書に記載された設置場所以外に移動させてはいけません。また、住所もしくは設置場所を変更する場合は、その旨を事前に当社に連絡し了承を得なければなりません。設置場所を変更する場合の費用の一切は、お客様の負担となります。
6. お客様は、商品を譲渡・質入れ・転貸をする事は出来ません。また、商品に対し当社の承諾無く、改造等の処置を行うことを禁止します。これらの行為が確認された場合は、お客様に商品を買って頂く事とし、中古レンタルの場合は当該商品の24ヶ月分のレンタル料金、新品レンタルの場合はレンタル料とは別に、当該商品の仕入相当額をお支払い頂きます。
7. お客様は次の各項に関して、当社に対し異議苦情の申し立て及び、損害賠償請求等いかなる請求もできません。
 - ①天災地変、ストライキその他の不可抗力、その他専ら当社の責に帰し得ない事由による商品の引き渡しの遅延又は、引渡し不能。
 - ②商品が正常に機能している条件下での、商品の仕様・構造・品質・その他商品に関する一切の事項。
8. 第三者が商品について権利を主張し、また、仮処分や強制執行にて、当社の所有権を侵害する恐れがある時は、直ちに当社に連絡する事と致します。
9. 商品が天災地変・その他不可抗力の場合において滅失し、または毀損・損傷して修理・修復不能となった場合は、当社が連絡を受けた日をもってレンタル契約を終了し、利用月数に応じてレンタル料金を精算し、返金させていただきます。再度レンタルを利用する場合は、新規の契約をし直して頂きます。
10. 当社は、レンタル契約に関連して知り得たお客様の個人情報に関し、修理等で業者を利用する場合を除き、第三者に漏洩しないものとします。その他、個人情報の取り扱いに関しては、当社HP上の個人情報保護ポリシーをご参照下さい。
11. お客様の連帯保証人は特に定めません。ただし、お客様が未成年の場合は、その保護者を代理契約者として頂きます。また、日本国籍以外のお客様もご利用になれますが、通訳が必要な場合等で、代理人にご契約者になって頂く場合があります。
12. この契約に関する紛争解決について、東京地方裁判所を第1審の専属的合意裁判所と致します。
13. この規約に定めのない事項又は、本規約の条項に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方が誠意を持って協議の上、解決を図るものとします。

（2018年1月25日 改定） ヤマトホームコンビニエンス株式会社